

平成 30 年 10 月 10 日

神戸市指定給水装置工事事業者
給水装置用器具・材料製造事業者
給水装置用器具・材料取扱い事業者 各位

神戸市水道局

ビニル管用伸縮継手および伸縮可とう継手の採用と テーパジョイント類の取扱いについて（通知）

本市では、給水装置工事において神戸市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が材料及び工法を指定する範囲で使用する継手材料として、「水道用硬質ポリ塩化ビニル管（ビニル管）用伸縮継手」および「同 伸縮可とう継手」を採用し、下記のとおり取扱いますので、テーパジョイント類の在庫品管理に注意していただくようお願いいたします。

記

1. 品名（名称）

ビニル管用伸縮継手およびビニル管用伸縮可とう継手

2. 採用範囲

給水装置工事のうち、管理者が材料および工法を指定する範囲で、硬質ポリ塩化ビニル管と止水栓、メータユニット、サドル付分水栓等の接続継手に採用する。（修繕工事を含む）

3. 採用理由

- (1) ビニル管用伸縮継手および伸縮可とう継手は、以前から給水装置工事において広く一般的に採用されている。
- (2) テーパジョイントは、熱間加工によりビニル管との接続を行うことから、今日的には給水装置工事に使用する継手材料として相応しくない。

4. 採用する材料（種類）

(1) 伸縮継手

メータ用 $\phi 13\sim 50$, 神戸型 $\phi 25, 40$ （袋ナットに容易に消えない方法で $\textcircled{\times}$ の標示をすること）

鋼管用オネジ, メネジ $\phi 13\sim 50$

(2) 伸縮可とう継手

メータ用 $\phi 13\sim 50$

5. 採用日

2019 年（平成 31 年）1 月 1 日

6. テーパジョイント類の取扱い

管理者が材料および工法を指定する範囲のテーパジョイント、TS ユニオンの使用は 2020 年 3 月 31 日までとする。

7. その他

- (1) 上記 4 で採用する継手類の使用箇所、およびその他のビニル管用伸縮継手、伸縮可とう継手、テーパジョイントの取扱いは別紙による。

別紙

1. 新たに採用する材料の使用箇所（JIS K 6742 水道用硬質ポリ塩化ビニル管との接続）

(1) 伸縮継手

- ① メータ用 $\phi 13\sim 50$ ⇒ 甲型止水栓 $\phi 13\sim 50$ の一次側，二次側
逆止弁付副止水栓 $\phi 13\sim 40$ の一次側
水道メータ $\phi 13, 20$ の二次側
- ② メータ用 神戸型 $\phi 25, 40$ ⇒ 水道メータ $\phi 25, 40$ の二次側
- ③ 鋼管用オネジ，メネジ $\phi 13\sim 50$ ⇒ メータユニットの一次側，二次側

(2) 伸縮可とう継手

- ① メータ用 $\phi 13\sim 50$ ⇒ サドル付分水栓の止水機構二次側（出水口）

注)1. 伸縮継手は伸縮量の 1/2 の寸法で位置決めを行うこと。

- 2. 伸縮可とう継手は水平状態で位置決めを行うこと。
- 3. 伸縮可とう継手を伸縮継手メータ用と同様に使用することも可とする。
- 4. パイプシャフト内でメータユニット（一次側フレキシブル継手を含む）とビニル管を接続する際には鋼管用オネジ又はメネジを使用することとし，バルブソケット，給水栓ソケット等の使用は不可とする。
- 5. 上記以外の伸縮継手，伸縮可とう継手は，下記 2.テーパジョイントの取扱いと同様とする。

2. テーパジョイントの取扱い

- (1) テーパジョイントは，親メータを設置しない直結直圧・直結増圧給水方式の集合住宅（等）の宅地内第1止水栓以降，パイプシャフト迄のビニル管と止水栓等の接合，メータ装置（地付けを含む）2次側におけるビニル管と給水器具・中間バルブ等の接合の際の任意使用とする。（政令第5条第2項に適合する材料につき，管理者が指定する範囲外については任意使用を認める。）